

ID: 5091

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	景観法 第32条第1項					
<b>法 令 番 号</b>	平成16年法律第110号					
<b>【基準】</b>						
<p>法第32条第1項において準用する第23条第1項の規定による。</p> <p>(原状回復命令等についての準用)</p> <p>第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。</p> <p>(原状回復命令等)</p> <p>第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>						
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正)参照						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和5年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			